

～生活保護の申請を考えている方へ～

1 生活保護制度とは

生活保護は、国民に憲法第25条の定める「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する制度です。病気やケガ、高齢により働けなくなったり、その他さまざまな事情で暮らしに困っている方に、国が定める最低限度の生活を保障するとともに、自分の力で生活（自立）できるように支援することを目的としています。

2 生活保護を受けるための要件

生活保護は、「世帯」を単位として、その要否と程度が定められ、世帯主、世帯員全員が、その利用し得る①資産、②能力、③その他あらゆるものを、生活維持のために活用することを要件として行われます。④扶養義務者からの扶養（援助）は、保護より優先となりますが、生活保護の受給要件ではありません。

① 資産の活用とは

資産とは、現金、預貯金、有価証券、生命保険、土地・家屋、自動車・バイク、貴金属等、換金可能な財産の総称です。所有または利用を容認されない資産は、売却等を行い、生活費に充ててください。

② 能力の活用とは

働くことが可能な方は、その能力に応じて働いてください。

③ あらゆるものの活用とは

年金や手当など他の制度で援助や給付を受けることができる場合は、まずこれらの援助や給付を受けてください。

④ 扶養義務者からの扶養とは

扶養義務者から援助の申し出がある場合は、援助を受けてください。

3 生活保護の内容

生活保護は8つの扶助に分かれており、この中で保護の対象となる世帯が必要とするものが支給されます。

	種類	内容
1	生活扶助	衣食、光熱水費などの日常生活に必要な基本的な費用
2	住宅扶助	家賃、地代など住宅にかかる費用など
3	教育扶助	義務教育に必要な学用品や給食費など
4	介護扶助	介護サービスを受ける際にかかる費用など
5	医療扶助	保険適用の医療サービスにかかる費用など ※国民健康保険加入の方は、保険は喪失となりますので、

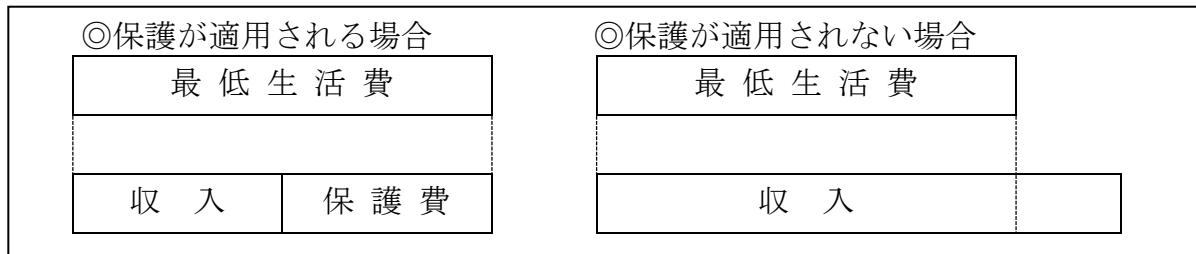
		10割が医療扶助で支給されます。 受診の際に要する移送費 ※給付に当たっては、個別に申請内容を審査します。
6	出産扶助	出産にかかる費用など ※助産制度が優先されます
7	生業扶助	高等学校等の就学にかかる費用、 就職のために必要となる技能・資格習得にかかる費用など
8	葬祭扶助	亡くなった際に必要な葬儀費用など

※基本的に1～3、6～8は金銭給付、4～5は現物給付となります。

※上記以外にも、状況により一時的に支給されるものがあります。

4 生活保護のしくみ

世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入額を比較して、収入が最低生活費を下回る場合に保護が適用され、不足する額が保護費として支給されます。収入が最低生活費を上回る場合は保護が適用されません。



◆最低生活費とは

世帯の暮らしの実態（年齢、人数、健康状態、住んでいる地域など）をもとに、厚生労働大臣の定める基準により計算した、生活扶助とその他必要な扶助（金銭給付）を合計した1か月分の生活費のことです。

◆収入とは

働いて得た給与、年金や手当、資産の売却益、親族からの仕送りなど、世帯全員の収入を合計したものです。

5 生活保護の相談・申請・調査（審査）・決定

① 相談

生活保護を希望される方は、福祉事務所へご相談ください。相談時には、生活状況・資産状況などをお聞きしながら、生活保護制度の説明や、その他世帯の状況から活用可能な支援制度等のご案内をします。

② 保護の申請

生活保護の開始には申請が必要です（保護を必要とする状態にある方（要保護者）、その扶養義務者、その他同居の親族による申請ができます）。申請意思のある方は、申請書類に必要事項を記入の上、福祉事務所へ提出してください。なお、病気・障害などの理由で手続きが難しい場合は、福祉事務所へご相談ください。

③ 調査・審査の実施

生活保護の申請をされると、保護の要否等を決定するために、福祉事務所では以下のような調査を実施しますので、調査に協力してください。

- ◆生活状況等を把握するための実地調査（家庭訪問等）
 - ◆就労の可能性（病状）の調査
 - ◆預貯金、有価証券、保険、不動産、自動車・バイク等の資産調査
 - ◆年金、児童手当等の社会保障給付、就労収入等の収入調査
 - ◆扶養義務者による扶養（仕送り等の援助）の可否調査
- （配偶者、中学3年生以下の子の親は重点的な調査の対象として、福祉事務所の担当者が原則として実際に会って扶養できないか照会します。その他の扶養義務者については、書面での照会を行います。ただし、配偶者からの暴力や扶養義務者からの虐待等の事情がある場合は、直接照会を行わないようにする必要があるため、福祉事務所の担当者に必ず申告してください。）

※福祉事務所の調査に対し、「報告をしない、虚偽の報告をする、立入調査を拒絶する、妨害する、忌避する、医師の検診を受けるべき旨の命令に従わない」場合は、生活保護は受給できません。

④ 保護の決定

調査・審査終了後、福祉事務所長が保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請のあった日から原則14日以内（調査に日時を要する特別な理由がある場合は最長30日）に、その内容を申請者に文書で通知します。

6 稼働能力の活用と就労支援

働くことが可能な方は、まず稼働能力を活用しなくてはなりません。稼働能力があり、有している資格、生活歴、職歴等から適切と判断される職場があるにもかかわらず働く意思のない者は、保護の要件を満たさないため、生活保護は受給できません。

稼働能力も働く意思もあり、求職活動を行っているが働く場がない者については、早期の就労による自立を目指していただくために、福祉事務所の就労支援員やハローワーク職員による適切な支援を継続して受けていただく必要があります。

正当な理由がなく、福祉事務所やハローワークの就労に関する支援を拒み、妨げ、若しくは忌避する場合は、稼働能力の活用をする意思がないものと判断し、保護の要件を満たさないため、生活保護は受給できません。

7 生活保護受給者の義務

生活保護を受給する方は、以下のような義務があります。

- ◆能力に応じて勤労に励み、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに、支出の節約を図り、その他生活の維持・向上に努めなければなりません。（生活上の義務）
- ◆収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、福祉事務所に届け出なければなりません。（届出の義務）

- ◆福祉事務所から、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示を受けたときは、これに従わなければなりません。(指示等に従う義務)
 - ◆急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護費の範囲内で福祉事務所が定めた金額を返還しなければなりません。(費用返還義務)
- 【生活保護の適用を受けることで、国民健康保険の喪失や他の公費の適用が受けられなくなるなどにより、医療費の10割が医療扶助として給付されることとなり、結果、全額が返還対象となります。】

8 生活保護を不正に受給した場合の罰則等

生活保護の不正受給は、法律で罰せられます。

◆生活保護法第78条第1項

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

◆生活保護法第85条第1項

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治40年法律第45号)に正条があるときは、刑法による。

～注意～

暴力団員及び暴力団員と事実上生計を一にする者は、生活保護を受けることができません。虚偽の報告等により生活保護を受給した場合、警察との連携を図り、厳正な対処をします。

9 生活保護受給者の「自動車の保有と借用運転」の禁止

自動車は資産ですので、原則として処分し、売却代金を生活の維持のために活用してください。ただし、障害をお持ちの方の通勤、通院等に必要な場合には自動車の保有が認められる場合もありますので、事前にご相談ください。また、保護受給中に、他人名義の車やレンタカーを借用し、運転することも認められません。

10 生活保護受給者の借金について

生活保護を受けている間に、借金をすることは認められていません。万が一、借金をした場合は収入として申告してください。また、支給された保護費を借金の返済に充てることは、最低限度の生活を保障する生活保護制度の趣旨にそぐわないものと考えられます。借金の問題がご自身で解決困難な場合は、専門家に相談し助言を受けるようにしてください。